

## 前橋市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動の実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 国税及び地方税に係る納税証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定をするものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 法第24条各号に規定する業務を適正かつ確実に実施できること。
- (3) 第8条第1項の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。

(5) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 前橋市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等

(6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(7) 申請者が支援法人として行おうとする業務が、前橋市空家等対策計画に適合するもので、前橋市の空き家対策の推進のために支援法人に行わせる必要があるものであること。

(8) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

(9) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(10) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

2 市長は、申請者を支援法人として指定をしたときは、空家等管理活用支援法人指定書（様式第2号）により通知し、申請者を支援法人として指定をしないときは、空家等管理活用支援法人指定却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、法第23条第2項の規定により、当該支援法人の名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を告示しなければならない。

（指定の有効期間及び更新）

第4条 前条第1項の指定の有効期間は、別に定める。

2 支援法人は、指定の更新を受けようとするときは、指定の有効期間の満了の日の2月前から1月前までの間に指定の更新の申請をしなければならない。

3 前2条及び第4条第1項の規定は、前項の指定の更新の申請について準用する。この場合において、第2条第1項、前条第1項各号列記以外の部分、同条第2項及び第3項中「指定を」とあるのは「指定の更新」と読み替えるものとする。

（名称等の変更）

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の届出があったときは、法第23条第4項の規定により、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(業務の廃止)

第6条 支援法人はその業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出があったときは、第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を告示しなければならない。

(事業の報告)

第7条 支援法人は、事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の業務実施報告書(様式第7号)、収支決算書、貸借対照表その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第8条 市長は、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第25条第2項の規定により、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したとき若しくは第3条第1項(第3号を除く)に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、法第25条第3項の規定により、法第23条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、指定取消書(様式第8号)により当該支援法人に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第25条第4項の規定により、その旨を告示しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月11日から施行する。